

災害廃棄物に関すること

1. 計画作成の背景

大規模災害の発災時には、家屋の倒壊や浸水により膨大な災害廃棄物が発生する。これらの災害廃棄物は、人命救助などの応急救助活動の支障になるだけでなく、区民の生活再建の妨げとなる。

今後発生が予想される大規模地震、風水害、その他自然災害により生じる区の災害廃棄物などの処理体制を確立し、災害廃棄物対策のさらなる強化が必要となったため、災害廃棄物処理計画の作成に至った。

2. 検討経過

- ・防災まちづくり部長、災害対策担当部長、品川区清掃事務所長、防災課長、公園課長、道路課長、環境課長を委員とした庁内会議等で内容検討
- ・(株)オリエンタルコンサルタンツに計画策定の支援を業務委託

3. 計画の目的

- ①首都直下地震などの大規模災害に伴い発生した災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することによる、区民の生活環境保全、公衆衛生の確保、早期の復旧・復興
- ②発災後の事態を平常時にあらかじめ想定しておくことによる、発災初動期の混乱低減
- ③区、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都、協定に基づく事業者、区民の役割を明確にすることによる、円滑な相互連携の実現

4. 計画の内容

別紙1・2のとおり

5. 今後のスケジュール（予定）

令和4年 1月 パブリックコメントの意見を計画へ反映

令和4年 3月 計画決定